

議案

議案第 1 号

令和 2 年度財政投融资計画補正

令和2年度財政投融资計画補正

機 関 名	財 政 融 資			産 業 投 資			政 府 保 証			合 計			参 考					
	計 画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	計 画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	計 画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	計 画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	自 己 資 金 等			再 計		
													計 画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	計 画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)
株式会社日本政策金融公庫	130,170	310,810	440,980	214	—	214	—	65,000	65,000	130,384	375,810	506,194	(3,000)	(—)	(3,000)	212,017	401,440	613,457
沖縄振興開発金融公庫	3,684	4,146	7,830	18	—	18	—	—	—	3,702	4,146	7,848	(100)	(—)	(100)	5,437	6,155	11,592
独立行政法人福祉医療機構	3,844	13,200	17,044	—	—	—	—	—	—	3,844	13,200	17,044	(200)	(—)	(200)	4,075	13,535	17,610
地 方 公 共 団 体	29,346	102	29,448	—	—	—	—	—	—	29,346	102	29,448	88,014	163	88,177	117,360	265	117,625
株式会社日本政策投資銀行	4,500	—	4,500	2,000	1,000	3,000	4,500	—	4,500	11,000	1,000	12,000	(6,100)	(—)	(6,100)	29,000	2,000	31,000
食料安定供給特別会計外 28機関	40,197	—	40,197	3,278	—	3,278	12,321	—	12,321	55,796	—	55,796	(50,407)	(—)	(50,407)			
合 計	211,741	328,258	539,999	5,510	1,000	6,510	16,821	65,000	81,821	234,072	394,258	628,330	(59,807)	(—)	(59,807)			

財政投融资計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。

- (注) 1 「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7)第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。
- 2 「自己資金等」欄の()書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。
- 3 「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。

議案第2号

令和2年度財政融資資金運用計画の一部変更

令和2年度財政融資資金運用計画の一部変更について

令和2年度における財政融資資金運用計画について、下記のとおり変更する。

記

(単位：億円)

機 関 名	現計画	追 加	追加後計画
株式会社日本政策金融公庫	130,170	310,810	440,980
沖縄振興開発金融公庫	3,684	4,146	7,830
独立行政法人福祉医療機構	3,844	13,200	17,044
地方公共団体	29,346	102	29,448

議案第 3 号

令和 2 年度の財政融資資金の融通条件の改定

令和2年度の財政融資資金の融通条件の改定について

令和2年度の財政融資資金の融通条件（令和元年12月18日決定、令和2年4月6日改定、令和2年度特別会計補正予算（特第1号）の成立日から適用）を下記のように改め、令和2年度特別会計補正予算（特第2号）の成立日から適用する。

なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

1. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（イ）ただし書を次のとおり改める。

- ただし、（i）令和2年度における貸付けのうち2,860億円については、15年以内、16,370億円については、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）、15,880億円については、9年以内、60,020億円については、9年以内（1年以内の据置期間を含む。）、44,240億円については、6年以内（1年以内の据置期間を含む。）、820億円については、6年以内（満期一括償還）
- （ii）挑戦支援資本強化特例制度に係る貸付けについては、7年以内（満期一括償還）
- （iii）新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度（仮称）に係る貸付けについては、10年以内（満期一括償還）

2. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（ロ）ただし書を次のとおり改める。

- ただし、（i）令和2年度における貸付けのうち4,506億円については、15年以内、28,050億円については、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）、11,268億円については、10年以内、46,750億円については、10年以内（1年以内の据置期間を含む。）、288億円については、10年以内（満期一括償還）、240億円については、6年

- 以内（満期一括償還）、18,700億円については、5年以内（1年以内の据置期間を含む。）
- (ii) 5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、5年以内（満期一括償還）とすることができる。
 - (iii) 挑戦支援資本強化特例制度に係る貸付けについては、7年以内（満期一括償還）
 - (iv) 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度（仮称）に係る貸付けについては、10年以内（満期一括償還）

3. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（ハ）ただし書を次のとおり改める。

ただし、令和2年度における貸付けのうち65億円については、30年以内（20年以内の据置期間を含む。）、670億円については、15年以内、2,405億円については、10年以内、3,135億円については、5年以内

4. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（ホ）ただし書を次のとおり改める。

ただし、指定金融機関への貸付条件を満期一括償還とする貸付に係る貸付けについては、20年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）又は5年以上10年以内（満期一括償還）とすることができる。

5. 記4 沖縄振興開発金融公庫に対する貸付けイただし書中（イ）を次のとおり改める。

（イ）令和2年度における貸付けのうち192億円については、25年以内（2年以内の据置期間を含む。）、207億円については、20年以内（2年以内の据置期間を含む。）、2,707億円については、7年以内（1年以内の据置期間を含む。）

6. 記9 独立行政法人福祉医療機構に対する貸付けイただし書を次のとおり改める。

ただし、（イ）福祉貸付のうち経営資金に係る貸付け並びに医療貸付のうち機械購入資金及び長期運転資金に係る貸付けについては、5年以内（1年以内の据置期間を含む。）

（ロ）医療貸付のうち地域医療構想支援資金に係る貸付けにつ

- いては、10年以内（4年以内の据置期間を含む。）
- (ハ) 新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付けについては、15年以内（5年以内の据置期間を含む。）
- (ニ) 令和2年度における貸付けのうち1,839億円については、30年以内（2年以内の据置期間を含む。）、138億円については、10年以内（1年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

議案第 4 号

令和 2 年度及び令和 3 年度における財政融資資金の
地方公共団体に対する運用

議案

令和2年度及び令和3年度における財政融資資金の地方公共団体に対する運用について

財務大臣は、令和2年度及び令和3年度において、財政融資資金の地方公共団体に対する運用のうち、地方財政法附則第33条の5の12の規定（地方税法附則第59条第1項の規定による徴収の猶予等に伴う地方債の特例）に基づく地方債については、1年以内の運用を行うことができることとする。ただし、当該年度中の運用の実績は、翌年度の本審議会に報告しなければならない。